

桑名本物力博覧会プログラムエントリー料に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、桑名本物力博覧会プログラム提供規約（以下「規約」という。）第3条の規定に基づき、必要な事項について定める。

(エントリー料の額)

第2条 エントリー料の額は、1プログラムあたり10,000円（税込）とする。

(エントリー料の納入)

第3条 パートナーは、エントリー料の請求があった日から30日以内に、桑名ほんばく事務局（以下「事務局」という。）が指定する口座へ振込みするものとする。

(エントリー料の免除)

第4条 事務局は、次の各号に掲げるものがパートナーもしくは案内人（以下「パートナー等」という。）になる場合のエントリー料については、第2条の規定にかかわらずエントリー料を免除するものとする。

- (1) 桑名エリアマネジメント株式会社
- (2) 桑名市役所
- (3) 地方公共団体
- (4) プラチナ・ゴールドスポンサー（プログラム数無制限）
 シルバースポンサー（2プログラム以内または2プログラム相当）
 スポンサー①（1プログラムに限る）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。